

山形県下における 学徒勤労動員体制の確立過程

佐藤 真一

概 要

十五年戦争期の山形県下の中等学校を対象に、学徒勤労動員の端緒となる全県的な勤労奉仕運動が高まっていく過程を考察し、戦時下における勤労奉仕運動は国民精神総動員運動の流れに乗った県当局のキャンペーンに沿う形で、学校の自主的な奉仕という形をとつて始まったこと、県当局は国家の要請に忠実に答えようとしただけでなく、ときには政府の通達を先取りするような形で動員政策を推進していたことを解明したものである。

【凡例】

- 史料の引用にあたっては、旧字体を新字体に、カタカナをひらがなに改め、読みにくい場合は適宜句読点を補った。
- 史料の一部を省略した場合には、その箇所を〔前略〕、〔中略〕、〔略〕、〔以下略〕などの表示で示した。
- 新聞記事の引用にあたって、マイクロフィルムで判読できない文字は、「……□〔1字不明〕」と表示した。

1. はじめに

十五年戦争、とくに《太平洋戦争》開戦後の戦時体制下における社会や国民生活の実態については、実に多様な認識やとらえ方がある。とりわけ直接この戦時体制下の時代を体験した世代にとっては、イデオロギー的な側面を別にすれば、「有史以来の長い日本の歴史の中でも未曾有の人間性を抹殺し、狂気が支配した時代であった。」^①という認識はかなりの共感をもって受け入れられるのではないだろうか。このことに関して、われわれは上記のような認識を裏付け

る直接体験者の回想や記録、体験談に数多く接することができる。しかし、それらはあくまでも個人的な体験の枠内にとどまっている場合が少なくなく、社会を戦争のシステムに巻き込んでいった全体像やメカニズムについては、必ずしも明らかになってはいないようと思われる。

今回、山形県下の中等学校における学徒勤労動員をテーマとしてとりあげた理由は、上記の問題意識を踏まえて、地域社会が戦争のシステムに組み込まれていった過程や、戦時下の社会の実態を具体的に跡づけたいと思ったことによる。学徒動員に焦点を絞ったのは、教育の名の下に学生・生徒に労働を強制するということは、前線のみならずいわゆる《銃後》においても国家権力による強制力がむき出しの形で表われた典型的なケースのひとつであり、戦争という異常事態において、国家権力が国民を動員するための論理やたてまえが、もっともわかりやすい形で表われているのではないだろうかと考えたからである。

本論においては、1938（昭和13）年の「集団的勤労作業運動」の開始から、学生・生徒に対する「勤労動員」体制が確立する1943（昭和18）年ころまでを対象に、戦争遂行体制の強化とともに、学徒勤労動員体制はどのように形成され、いかなるシステムによって実施されたのか、山形県当局や各学校はどのような対応をとったかについて考察していく。

2. 戦時体制下の学校管理

文部省の『学制八十年史』は、教育における戦時体制の強化は1937（昭和12）年7月の日中戦争勃発から本格化したとしている^②。すでにこの年の8月24日、政府は「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定しており、翌1938（昭和13）年4月1日には国家総動員法が公布された^③。このような国民精神総動員運動の展開の中で、山形県下の学校教育も、「国策遂行のための戦時色に塗り込められていった」^④。

このような学校現場における戦時色を決定的にし、組織的な学徒動員の遂行に決定的な役割を果したのが、学校報国団の結成である。以下、具体的な資料を通して検証してみたい。

1941（昭和16）年8月8日、文部省は学校報国団編成に関する訓令「学校報

「國團体制確立方」を発した。その後半部分は次のようなものであった。

〔前略〕

今や内外の情勢益々緊迫して寸時の偷安を容さず愈々挙国一致曠古の難局打開に邁往すべき秋なり、学徒の修練亦之に即応する積極果敢の態勢無かるべからず、即ち茲に学校報國團の内に指揮系統の確立せる全校編隊の組織を樹て、隊の総力を結収して適時出動要務に服し、其の実効を収むるの体制を完からしむると共に学校教練、食糧増産作業其の他各種団体訓練等の実施を効果あらしむるは、方に非常時^{マサニ}下教育の要請にして實に刻下の急務なり

局に當る者叙上の趣旨に鑑み其の体制の確立に力め、以て学生生徒の訓練を徹底し事有るに処しては和衷協同沈著敏捷克く団結の威力を發揮して其の責務を果すに遺憾ながらしむることを期すべし^シ

これは厳しい時局認識を示した上で、これに対応するための学徒の修練のため、指揮系統の確立した全校的規模での組織の確立を求めたものである。そしてその目的として、学校教練と共に食糧増産作業の効果的実施も挙げられており、教育的側面での修練のみならず、生産活動への動員をも視野に入れたものであることがわかる。

実はこれより先の同年3月14日、文部省は文部次官より各地方長官に宛てた通牒で、すでに中等学校における修練組織の確立を要請しているのである。その通牒は以下のようなものである。

現下非常の時局に際会し皇國の使命益々重きを加ふるの秋、教育を刷新し教化の徹底を図り以て負荷の大任に堪ふべき人物を鍛成することは喫緊の要務に有之、之が為には学校は其の程度に応じ挙げて皇国民たるの基礎的修練の道場としての本質を強化し師弟相携へて俱学俱進し教科の教授に於ては固より更に進みて学校の内外を通じ校長以下教職員一体となり修練の方途を講じ以て教導薰化の徹底を期すると共に戦時非常時局下に於ける各種の国策に即応し国民運動に協力し銃後青少年学徒として挺身奉公すべ

き諸般の事業遂行に当り万遺憾なきを期せしむる様致度其の方途として中等学校等に於ては概ね左記に依り御措置相成度依命通牒す

記

- 一、本通牒の趣旨による修練組織を確立すること
- 二、地方の実情により学校に於ける現在の機構の活用を計ると共に校内団体たる校友会等の如きは之を再組織して修練施設の一体系たらしむること
- 三、本組織は全教職員及全生徒を以て之を構成し修練の体系により部を分ち各教職員は各其の指導的地位につき修練の第一線に立つこと
- 四、実施内容は地方の実情、学校の種類、学年及生徒の身体的状況等に依り適正妥当なる程度及方法に依ること
- 五、修練組織の名称は道府県の任意とするも報国精神を具現すべきものを選ぶこと
- 六、本組織の役員の選任に当りては選挙、推戴の如き方法は之を排し学校長に於て任命すること
- 七、本組織の規則並に事業計画につきては道府県に於て示したる基準に依り各学校に於て作成し道府県の承認を得て実施すること
- 八、生徒が各種の団体の主催する修練施設を利用し又は大会等の会合に参加せんとする場合には必ず学校の修練組織を通ぜしめ其の許否は学校長に於て府県の指揮に従ひて決定すること
- 九、道府県の統括組織は地方の実情により本通牒の趣旨に基く適當なる構成をとること

参考例

- (イ) 学校別修練団体
- 一 名 称
報国精神を具現すべきものを選定すること
例へば○○学校報国団、○○学校報国隊等の如し
 - 二 組 織
本団体は当該学校の全教職員及全生徒を以て組織し概ね左の各部を

置くこと（略）

三 役員（略）

四 修練組織運営上留意すべき事項

1、修練組織は学校教育と表裏一体たるべきものなるを以て学校教育全般を通じ一層修練を強化すること

2、教職員は一体となりて生徒の教導に当るべきの本義に鑑み教職員は総て夫々適當なる任務を分担し以て修練の第一線に立たしむること

（口）道府県修練団体（略）⁽⁴⁾

これは一見して明らかかなように8月8日の「学校報国団体制確立方」に比べて相当具体的な指示内容になっており、とくに目立つことは、新たに組織すべしとされた修練組織においては校長に役員の選任権などの権限を集中させ、なおかつ規則や事業計画等についての道府県の指揮監督権限を認めていることである。さらにモデルとすべき「参考例」まで提示してあり、ほとんど有無を言わざぬ通告であったことが読み取れる。

ではこうした要請に対して、各学校はどのような対応をとったのであろうか。山形県下における事例として、学校史に団則や報国隊編成表が引用されている県立鶴岡中学校の場合を見てみよう。鶴岡中学では満州事変勃発10周年にあたる1941（昭和16）年9月18日、報国団ならびに報国隊が結成され、報国団の団則が制定された。

山形県立鶴岡中学校報国団々則

第一条 本団は山形県立鶴岡中学校報国団と称す

第二条 本団は皇国の道に則り師弟一体、共励、切磋、修練の強化徹底を図り確乎不拔の国民的性格を鍛成し以て負荷の大任を全くすることを目的とす

第三条 本団は前条の目的を達成するため左の事業を行ふ

一、国体観念明徴に関する事項

二、勤労奉仕作業に関する事項

三、心身の鍛錬に関する事項

四、国防訓練に関する事項

五、学芸の振興に関する事項

六、興亜に関する事項

七、生活訓練及び厚生に関する事項

八、其他本団の目的達成に必要なる事項

第四条 本団は本校職員生徒を以て組織す

第五条 本団に左の部を置く、部は之を班に分つことを得

総務部 鍛錬部 国防訓練部 学芸部 生活部 勤労部

第六条 本団に左の役職員を置く

団長 副団長 部長(若干名) 理事若干名 班長若干名 幹事若干名

第七条 団長は学校長之に当る

団長事故あるときは副団長その職務を代理す

第八条 副団長は教職員中より団長之を任命す、副団長は団長を補佐す

第九条 部長は教職員中より団長之を任命す、部長は部務を掌理す

第十条 理事は部長その他の教職員中より団長之を任命す、理事は重要事項の審議企画に参与す

第十二条 班長は教職員の中より団長之を任命す、班長は班務に従事す

第十三条 幹事は各班に之を置く(班を設けざる場合は部に幹事を置く)

第十四条 役員の任期は一ヶ年とす、但し重任を妨げず

第十五条 本団の経費は団員の醸出金其の他の収入を以て之に充つ
団員は毎月金六拾銭宛醸出するものとす

第十六条 本団の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る^⑩

鶴岡中学校では同時に校長を隊長とする報国隊も結成された。その編成は全校を一大隊とし、学年が中隊、学級が小隊、さらに一小隊が四分隊に分けられるといった具合に、完全に軍隊組織にならったものであった^⑪。

また、県立新莊中学校の場合は、編成表や隊則などは資料として現存しないが、学校史によれば、教務日誌の記事や、当時の職員、卒業生の記憶を総合すると、おおむね鶴岡中学と同様の組織編制であったようである。こうした編成は軍事教練・野外演習などの際の単位となり、まもなく開始される通年動員は、

こうした報国隊としての出動であった^⑨。

このように学校長に指揮系統が集中された報国団・報国隊が組織されたということは、学校が軍隊的に再編成されたということを意味している。また、各種の学校史・誌の中には、この前後に学校全体の雰囲気が急速に軍隊化していくことを示す具体的な記述を見出すことができる。新莊中学校の場合、1930（昭和5）年と1940（昭和15）年の年間行事を比較してみると、教育活動に占める軍事教練・訓練が質量ともに強化されていることがわかるという^⑩。生徒の服装も帽子は戦闘帽に、制服はカーキ色になり^⑪、「校外で教師や上級生に会ったときの挙手の礼や、職員室に入りする時の『〇年〇組何某、〇〇先生に用事があって参りました!!』『何某、帰ります!!』のような呼称、および直立不動の姿勢、敬礼、回れ右、廊下の歩行等」挙措動作から用語や言葉遣いまで軍隊式となつた^⑫。前述の鶴岡中学校では、1940（昭和15）年度の「山形県立鶴岡中学校生徒心得」に、敬礼についての具体的な心得だけでも、10項目にわたつて事細かに規定されている^⑬。

このように服装・挙止等にいたるまで学校生活全般が《兵営化》していくことについては、文部省ないしは県当局などから何らかの具体的な指示や指導があつてのものなのか、あるいは全体的な雰囲気がそのような方向に流れていったものなのかは不明である。しかしこうした学校の管理や教育内容が、有無をいわさぬ動員体制の下地を醸成していったことは疑いないことであろう。

3. 集団的勤労作業の開始

1938（昭和13）年6月9日文部省は「集団的勤労作業運動実施に関する件」を通牒し、中等学校以上で夏季休暇の前後などをを利用して、低学年で3日、他の学年で5日を標準とする集団的勤労作業の実施をもとめた。福間敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』によれば、ここで初めて「集団勤労」という言葉が用いられたものだという^⑭。具体的な作業内容としては、「1、校庭、農場、農園、演習林等学校設備に関する手入其の他の作業 2、応召軍人の遺家族に対する農事家事等の手伝 3、神社寺院等の境内地の清掃、設備の修理 4、都市防空設備、公園、運動場其の他の公共設備に関する簡易なる作業 5、軍用

品に関する簡易なる作業 6、開墾其の他の農事作業 7、道路改修、埋立其の他の土木に関する簡易なる作業 8、其の他」が挙げられており、「地方の実情に応じて之を実施し其の教育的効果を充分に収むる様格段の御配意相成度」としている⁶⁰。

ところで、この前後の『山形新聞』の記事を読むと、上記の通牒が発せられる以前の、1938年5月頃から中等学校生徒の勤労奉仕に関する記事がにわかに目立つようになる。まず5月15日には「銚後農村の奉仕に中学生起つ 各分担を決め労力を提供」という見出しで、次のような記事が掲載されている。

事変の影響で県下農村の労力は相当に不足を告げて居り、農繁期に入るにつれてこの難局を如何に切抜けるか適当な対策の決定が口〔1字不明〕望されてゐる折柄山形市内各中等学校から期せずして学生の労力奉仕がさけばれ、瀧山青年学校で開かれた市内中等学校長会議で具体化し直に分担を定め関係農村と折衝して必要な労力を立所に提供することになつた、その方法は男子は一般農耕に女子は養蚕業を中心として村の農事実行組合と連絡して必要な労力を立所に提供するもので、各学校では職員会議を開き具体案を決定した、

〔中略〕

方法は村の農会その他から労力の提供申込みがあれば、原則として午後から何十人でも立所に提供するものでこれがため各学校では五日から校長が分担村に出かけ直接交渉を進めてゐる⁶¹

同じく1938年5月の段階で、鶴岡高等女学校長が近隣の市町村長に宛てた次のような史料も見られる。

昭和十三年五月

山形県立鶴岡高等女学校長

各市町村長 殿

拝啓別記の通本校生徒銃後の勤労奉仕致すべきに付市町村に於て適宜必要なる仕事其他御遠慮なく御申付下され度差支なき範囲に於ては御援助御手伝い申上ぐべく候配慮御願い申上候

記

一、毎月の行事 出征軍人家族に対する家事手伝国防貯金梅干弁当

二、月別行事

1、三月～四月の学年末休日中

生徒一名雑巾二枚づゝ製作一枚約三錢にて各学校、工場、官衙其他に之を譲渡して国防貯金に当つ

2、^(ママ)四月慰文問、慰問書画、慰問袋等調製送達、神社参拝

3、五月出征軍人家族に対する労力奉仕

放課後及び日曜等に於て家事裁縫（衣食住の調製整理整頓）（子守、育児、看護）の手伝、農事（田畠の手伝）

4、六月同上家事裁縫農事其他の手伝

5、七月～八月の暑中休日中神社参拝

同上家事裁縫農事其他の手伝、昨年同様休日中の勤労及び節約による国防醸金調達

6、九月同上農事其他の手伝、体育衛生方面に対する社会的奉仕

7、十月慰問文、慰問書画、慰問袋等調達

8、十一月学芸会へ生徒関係出征軍人家族招待慰藉

9、十二月傷病兵への奉仕（襦袢衣類其他必需品）

10、一月献金（軍用飛行機タンク皇軍慰問赤十字社其他）

11、二月戦没者遺族訪問慰藉

12、三月戦時体制下に於ける銃後の職業応援^④

これも校長が自主的に奉仕を申し出る形になっていることが特徴である。

そして6月2日の『山形新聞』には、奉仕作業を県当局が主導したことを示す「県中等学校生徒に一週間の臨時休暇 銃後の奉仕作業へ」という見出しの記事が載っている。

本県では勤労報国精神の振作を図る目的で各県立中等学校生徒に対し一週間だけ学校を休業させて農業の労力奉仕をさせることに決定藤沢学務部長から各校長に対し通牒を発する処あつたが一週間の奉仕休業は夏季の暑中休暇と繰かへるもので

- 一、休業の時期は各地方の実情に応じ各労務の事情に即して連協又は分割業適宜に是を定むること
- 二、応召軍人遺家族及馬匹徵發その他時局により労力不足と認めらるゝ農家の子弟並に親族縁故に労力補給を必要とするものは各自家に帰らしめ、其の他の生徒には団体的奉仕作業を行はしめること
- 三、団体的作業は各市町村長及び農会等と打合せる上教員指導監督の下に実施する事
- 四、熟練せる技術を要する作業に関しては特に注意を払ふ事

応召家族の子弟現□〔1字不明〕を除いては全部市町長或は町村農会指導のもとに団体的奉仕作業を営ましめるものである^{ママ}。

前述の5月15日の記事は校長会議の自主的な申し合わせという内容であったが、この記事は県当局からの通牒を報じたものである。この前後の山形新聞記事を見ると、これに符合するように6月1日付で寒河江中学校生徒による出征兵士家族への労力奉仕、同2日付で山形商業学校生徒の田植奉仕、3日付で酒田中学校生徒の田植奉仕、同8日には楯岡高等女学校、村山農学校、東村山郡蔵増村青年学校、天童実科女学校による応召家族への勤労奉仕、同9日付で山形工業学校、米沢中学校、同12日付で新莊中学校、鶴岡高等女学校生徒の勤労奉仕と、ほとんどキャンペーンのように立て続けに中等学校生徒による奉仕の記事が掲載されている。

以上のことから、この時期に学校や県当局が出征兵士の遺家族に対する支援を中心とする勤労奉仕にかなり積極的な姿勢をとっていたことがうかがえる。文部省が「集団的勤労作業運動実施に関する件」を通牒したのは6月9日であるから、山形県下においてはそれより以前に、すでに具体的な勤労奉仕がおこなわれていたことになる。

その背景としては、「国民精神総動員実施要綱」閣議決定（1937年8月）以来の国民精神総動員運動の展開があるものと思われる。山形県では1937（昭和12）年9～10月に知事を会長とする山形県時局対策委員会第1回総会を開催している。この総会では「1、時局認識の徹底 2、社会風潮の一新 3、銃後の後援の強化持続 4、非常時産業財政経済への協力」といった内容の実践要綱を含む「国民精神総動員実施要綱」と、具体的な活動内容を詳細に規定した「国民精神総動員山形県実施事項」、「時局に対処すべき実施要綱」が決定された⁶⁰。そしてこれらの要綱の趣旨は、早速「国民精神総動員強調週間」を通じたキャンペーンによって県民への周知徹底がはかられた⁶¹。これらの要綱の中に学校の生徒による勤労奉仕が明確に定められているわけではないが、この頃の一連の勤労奉仕は、県当局の指導の下に、全県的な国民精神総動員運動の流れの中でおこなわれたものと思われる。6月9日の文部省通牒「集団的勤労作業運動実施に関する件」は、時期的に見て全国的な国民精神総動員運動を後追いするような形で、教育的な側面からこれを盛り上げるために発せられたものと考えることができる。

しかしその一方で6月11日付の『山形新聞』紙面は、この通牒について、「勤労作業をはき違へるな 地方へ文部省通牒」という見出しで次のように報じている。

地方の中等学校の中には集団的勤労作業の趣旨をはき違へ早くも半ヶ月或は一ヶ月間に亘り生徒達に強制的に勤労作業に従事させる計画を樹てたところもあり、このため父兄間に轟々たる非難の声が挙がるに至つた、文部省でも地方で物議をかもしてゐるこの強制勤労作業を聞知し、九日全国の中等、専門、大学の各学校及び地方長官宛に正式の依命通牒を発した、その内容は中等学校一、二年は三日間、三年以上及び専門、大学は五日間と規程してあるので長期間に亘つての勤労作業は絶対に出来ないわけである、〔以下略〕⁶²

6月9日の通牒については、ほとんどの概説書が学徒の集団的勤労奉仕に道を開いたものとして扱っているが、この記事によれば、これは集団勤労奉仕の

端緒としてではなく、長期間の強制的勤労作業に歯止めをかけるものであると認識されている。この通牒が節の冒頭に掲げたように勤労作業の日限と作業内容を具体的に提示している点からみて、上記の記事が指摘するようにいさか運動の行き過ぎがあったため、教育的配慮から勤労奉仕の原則を具体的に定めるために出されたという解釈も成り立つのではないだろうか。この点に関しては今後解明すべき課題であろう。

4. 勤員体制の強化

アメリカ・イギリスとの戦争、いわゆる《太平洋戦争》が開始された1941（昭和16）年以降の学徒勤労動員に関する国の施策の概略を追ってみる。

まず対米英開戦前の1941年8月に、「2. 戦時体制下の学校管理」で述べたように、「学校報国団体制確立方」によって組織的な動員へ向けての体制作りがなされた。開戦後、戦局が不利に傾いてきた1942（昭和17）年6月には「学徒戦時勤員体制確立要綱」が閣議決定され、「学徒の戦時勤員体制を確立して」「有事即応の態勢」に置き、「勤労動員を強化」することによって、本格的な工場動員に道を開いた⁶。さらに1944（昭和19）年になると、いよいよ学徒の動員は本格的なものになる。1月の閣議決定「緊急学徒勤労動員方策要綱」で、学徒の動員は断続的ではなく継続するものとされた⁷。さらに2月の「決戦非常措置要綱」により中等学校程度以上の学徒は「今後一年、常時之を勤労其の他非常勤務に出動せしめ得る組織体制に置き必要に応じ」動員されることになり⁸、3月7日には「決戦非常措置要綱に基く学徒動員実施要綱」によって本格的な通年動員が開始された⁹。

この間、山形県では1943（昭和18）年7月に大規模な学徒草刈動員が実施されている。その概要は次のようなものであった。

昭和十八年七月三十日

山形県内政部長

山形県経済部長

各 学 校 長 殿
各 市 町 村 長 殿
各 郡 市 町 村 農 会 長 殿

学徒草刈動員に関する件

食糧増産に対する学徒の勤労動員に関しては予て格別の御配慮相煩居処現下の食糧事情に鑑み今秋麦作及明年度稻作並夏作の完遂を期するの要極めて緊要なるもの有之之が重点は自給肥料の施用量の割期的増加に俟たざるべからざるものあり更に飼料の逼迫は乾草に依る自給肥料の増加を要するの現況に鑑み本夏期に於て学徒児童を大規模に動員して草刈を強力に実施し以て所期目的を達成に努度候條別紙要綱に依り実施相成度此段及通牒候也

学徒草刈動員要綱

一、 目 的

学徒の草刈に依り主として本年度麦作及明年度稻作並夏作用堆肥及乾草の大増産に寄与せしめんとす

二、 動員の方法

国民学校第四学年程度以上の児童男女中等学校高専師範学校等の生徒を動員するものとし学校毎に実施するを原則とするも帰省中の学生生徒等は地元農会に協力せしめ当該地学校の生徒児童と一体と為り作業に従事せしむるものとす

三、 期 間

八月中に於て概ね二十日間程度の動員をなすものとす

動員期間 八月五日より八月三十一日に至る間に於て二十日間とす

四、 実施方針

(一) 学徒草刈報國隊の編成

(イ) 名 称 一、 国民学校を中心として編成する場合は○○市町村
学徒草刈報國隊とす [中略]

(ロ) 対 象 一、 中等学校にありては○○(校名) 草刈報國隊とす
ること、市町村に於ける各国民学校を一単位として

学校毎に四年以上の児童及当該学校通学区域内に居住する中等学校、高等学校、師範学校、専門学校及大学の生徒学生とす又中等学校及各種学校は所在地在住の生徒を以て一報国隊を組織するものとす

(八) 編 成

- ① 国民学校四年以上の児童を以て一隊を編成すること
- ② 中等学校以上の生徒を以て右と別に一隊を編成すること
但し生徒数が一隊を組織する人数に満たざる場合は改めて隊を編成することなく国民学校の草刈報国隊の幹部に充つるも差支なし
- ③ 報国隊の隊長は学校長又は国民学校長を以て之に充つること

(二) 動 員

本動員は病弱者、不具癱疾者其の他已むを得ざる事情ある者を除き全学徒を参加せしむること、但し採草地、農具其の他に依り出動人員の配分調整は隊長之を行ふこと

(三) 採草地の選定

[略]

(四) 生草の配給

[略]

(五) 配給生草の処理

[略]

五、実施方法

(一) 県に於て行ふべき事項

- (イ) 県に学徒草刈報国隊動員本部を置き本運動の実践を指導督励す
- (ロ) 各報国隊の採集すべき目標数量を示す
- (ハ) 市部中等学校報国隊の動員に関して報国隊並関係市町村農会と連絡し動員の適正を期す

(二) 指導督励班を編成し現地草刈の指導督励をなす

(二) 郡に於て行ふべき事項

[略]

(三) 学校に於て行ふべき事項

- (イ) 各学校毎に実践方針(一)に依り草刈報国隊を編成す
- ① 中等学校其の他にして通学所在地国民学校に編入せられるべき生徒ある場合は之を当該国民学校長に通達し本人を出頭せしむること
- ② 国民学校長は右通達に基き報国隊を編成す
- (ロ) 農会と連絡し報国隊の出動をなすこと
- 動員に際しては予め採草地状況を点検し人員の配置、運搬等適正を期すること
- (ハ) 動員前予備訓練を行ひ事故発生防止をなすこと
- (二) 報国隊の動員と関聯し更に家庭に於て増産をなさしむること
- (ホ) 報国隊長は報国隊人員、出勤日数、採草量等実施成績の報告をなすこと

(四) 市町村に於て行ふべき事項

[略]

六、目標数量

国民学校児童生徒 一日平均 二〇貫匁

中等学校生徒 一日平均 三〇貫匁

七、本運動実施に付ては曩に通牒せる飼料増産堆肥倍加報国運動と聯関せしめて行ふこと[※]

食糧増産のための自給肥料増産を名目とした動員であり、内容を見ると国民学校4年以上から高等学校・専門学校・大学にいたる県下の学校に在学している者のみならず、帰省中の学生を含めた全児童・生徒・学生を対象とし、ほとんど例外を認めない徹底的・組織的動員であったことがわかる。さらに県、郡、学校、農会、市町村の役割分担を詳細に定め、個々人の数値目標まで示している。国民学校児童生徒の目標20貫匁といえばおよそ75kg、中等学校生徒の目標30貫匁は約112.5kgであるから、1日の目標数値としては結構負担であろう。

『山形新聞』の報道によれば、この大動員は同年6月の「学徒戦時動員体制確立要綱」に基くものであり、「……従来のそれとは根本から性格を異にし……戦ふ学徒の必勝精神を遺憾なく發揮することにあるので一人の傍観者も無くしよ

うと病気その他の事故で参加出来ない者からは特に證明書を提出せしめる筈である」⁶⁶という徹底ぶりであった。また、「……適当の採草地のない四市又は庄内地方では草刈運動が出来ないのでこれ等の地方では食糧の増産、国防施設の建設、物資の輸送、緊急物資の増産等に夫々動員され汗の勤労奉仕を行ふ、……」⁶⁷という一節もあることから考えても、草刈作業そのものよりも、勤労奉仕への動員自体が目的であったことは疑いないであろう。

この動員は鍛成・鍛錬といった教育的措置というより、政府の方針に対するアピールと、食糧生産増強という経済的要請が優先したものであり、食糧生産基地としての期待を担わされた県当局の強力な施策であったものと考えられる。

5. まとめ

これまで山形県下における学徒勤労動員体制の確立過程について、主として政府・文部省と県当局の資料、学校史・誌、そして新聞記事を対照しつつ、その経過と概要などについて考察してきた。その結果、学徒勤労動員体制は政府、県、学校当局の連繋によって形成されていったものであり、なかんずく県当局の果たした具体的な役割について、明らかにすることができたものと思う。

学徒動員の端緒となった全県的な勤労奉仕運動の高まりは、1938年ころから本格化し、しかもそれは文部省から「集団的勤労作業運動実施に関する件」が通牒される以前に、各学校の自主的な奉仕という形をとって始まっていた。それは国民精神総動員運動の流れに乗った県当局のキャンペーンに乗った形で展開されたものであったと思われる。また、1941年には文部省からの修練組織の確立要請に従って、各学校では学校報国団・報国隊が組織され、学校組織の軍隊的編成が決定的となった。

このような学徒勤労動員体制の形成は政府→県→学校当局といった上意下達による指示・命令系統が原則ではあったが、場合によっては県や学校当局が国家の要請に忠実に答えようとしただけでなく、国家の意思を先取りするような形で実施されていった様子も読み取れる。このことに関しては、本論において1938（昭和13）年6月9日における文部省通牒「集団的勤労作業運動実施に関する件」と、山形県下における学徒勤労奉仕との関連について考察したように、

むしろ地方の先走りに対して国側が歯止めをかけようとした形跡さえうかがえるのである。

(注)

- (1) 佐藤明夫『戦争動員と抵抗 戦時下・愛知の民衆』(同時代社、2000年) 4頁。
- (2) 文部省『学制八十年史』329頁。
- (3) 歴史学研究会『日本史史料[5]現代』(岩波書店、1997年) 84~85頁。
- (4) 山形県教育委員会『山形県教育史 通史編 中巻』(1992年) 732頁。
- (5) 「学校報国団体制確立方」(昭和十六年八月八日 文部省訓令第二十七号)、文部省『学制八十年史』(1954年) 940頁所収。
- (6) 各地方長官宛、文部次官「中等学校等に於ける修練組織に関する件(文部省例規)」(1941年3月14日)、福間敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』(第一法規出版、1980年)「資料編」29~30頁所収。
- (7) 創立八十周年記念事業期成同盟会『山形県立鶴岡南高等学校八十年史』(1970年) 279~280頁より重引。
- (8) 同前278、281頁。
- (9) 山形県新庄北高等学校『新庄北高等学校百年史』(2001年) 250~251頁。
- (10) 同前、259頁。
- (11) 前掲『山形県立鶴岡南高等学校八十年史』283頁、長井高等学校『山形県立長井高等学校六十年史』(1980年) 109頁には、1941(昭和16)年度の新入生から帽子は戦闘帽に、制服はカーキ色になったという記述が見える。
- (12) 山形県立酒田商業高等学校八十年史編集委員会『山形県立酒田商業高等学校八十年史』(1987年) 204頁。
- (13) 前掲『山形県立鶴岡南高等学校八十年史』263頁。
 - 敬礼に就いての心得
 - 一、敬礼は衷心恭敬の誠意を以て之をなすべし
 - 二、天皇、皇族、神宮、皇陵及び御真影に対し奉る時は最敬礼をなすべし
 - 三、敬礼は必ず姿勢を正し受礼者に注目し拳手の礼を以て之をなすべし、但し和服の場合脱帽するものとす
 - 四、登校、下校の際職員に会ひたる時は停止敬礼をなすべし、自転車に乗れる者は下車して停止敬礼をなすものとす、但し在校時は行き交ふ都度目礼し隊列にある場合は引率者の指揮に従ふものとす
 - 五、職員室の出入りには敬礼をなすべし

六、所用によりて師長の前に出づる際は敬礼をなし適宜の位置に進みて姿勢を正し応答
は凡て明瞭にして退出の際も敬礼を忘るべからず

七、途上に於て職員に会ひたる際は停止敬礼をなすべし

八、生徒相逢ふ時は下級生先づ上級生に対し歩行敬礼をなし上級生は之に答礼すべし、
同級生は互に敬礼を交換すべし

九、授業中の敬礼については先生の指揮に従ふべし

十、学校長の同伴せる来賓に対しては敬礼をなすべし

(14) 福間敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』(第一法規、1980年) 20頁。

(15) 同前21頁より重引。

(16) 『山形新聞』1938年5月15日付。

(17) 「昭和13年 高女生銃後勤労奉仕月別行事予定」(昭和13年加茂町役場「学務書類綴」)、山形県『山形県史 資料編 近現代資料2』(1981年) 876~877頁所収。

(18) 『山形新聞』1938年6月2日付。

(19) 前掲『山形県史 資料編 近現代資料2』267~285頁。

(20) 同前285~291頁。

(21) 『山形新聞』1938年6月11日付。

(22) 前掲『学制八十年史』(1954年) 394頁。

(23) 同前、395頁。

(24) 同前、396頁。

(25) 同前、396~397頁。

(26) 前掲『山形県教育史資料 第五卷』(1979年) 285~288頁。

(27) 『山形新聞』1943年7月29日付。

(28) 同前。

参考文献一覧

法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑 別巻／戦時特集版』(労働旬報社、1971年復刻)

佐藤源治『決戦下の山形県教育史』(決戦下の山形県教育史出版協賛会、1977年)

佐藤源治『占領下の山形県教育史』(占領下の山形県教育史出版協賛会、1980年)

福間敏矩『学徒動員・学徒出陣—制度と背景』(第一法規出版、1980年)

酒田古文書同好会編『方寸』第7号(1982年)

逸見勝亮「ファシズム教育の崩壊——勤労動員を中心として——」(「講座日本教育史」

編集委員会『講座日本教育史』(第4巻) 現代I／現代II、第一法規出版、1984年)

齊藤勉『東京都学徒勤労動員の研究』(のんぶる舎、1999年)

神奈川県の学徒勤労動員を記録する会『学徒勤労動員の記録 戦争の中の少年・少女

たち』(高文研、1999年)
佐藤明夫『戦争動員と抵抗 戦時下・愛知の民衆』(同時代社、2000年)
佐藤光康『学校に戦争がやってきた 山形1944~1945』(無明舎出版、2004年)
文部省『学制八十年史』(1954年)
愛知県教育委員会『復刻版愛知県教育史 第四巻』(1982年)
秋田県教育委員会『秋田県教育史 第六巻 通史編二』(1986年)
神奈川県県民部県史編纂室『神奈川県史 通史編5 近代・現代(2)』(1982年)
山形県警察史編さん委員会『山形県警察史 下巻』(1971年)
山形県『山形県史 資料篇20 近現代資料2』(1981年)
山形県『山形県史 第5巻 近現代編 下』(1986年)
山形県『山形県史 要覧 別編IV』(1989年)
山形県教育委員会『山形県教育史資料 第五巻』(1979年)
山形県教育委員会『山形県教育史 通史編 中巻』(1992年)
酒田市史編さん委員会『酒田市史 改訂版・下巻』(1995年)
歴史学研究会『日本史史料[5]現代』(岩波書店、1997年)
昭和19年度『酒田商業学校学徒動員就業日誌』
昭和20年4月起『酒田商業学校学徒就業日誌』
『山形新聞』昭和13~20年(山形県立図書館所蔵マイクロフィルム)
山形放送㈱山形県大百科事典事務局『山形県大百科事典』(山形放送株式会社、1983年)
新庄南高等学校『創立四十年誌』(1954年)
米沢東高等学校『創立六十周年記念誌』(1959年)
長井南高等学校『山形県立長井南高等学校創立四十周年記念誌』(1960年)
置賜農業高等学校『創立六十周年記念誌』(1961年)
上山農業高等学校『山形県立上山農業高等学校五十年誌』(1962年)
山形北高等学校『山形北高等学校創立四十周年記念誌』(1968年)
山形市立商業高等学校『創立50周年記念誌』(1968年)
山形西高等学校『創立70周年記念誌』(1969年)
創立八十周年記念事業期成同盟会『山形県立鶴岡南高等学校八十年史』(1970年)
宮内高等学校『創立五十周年記念誌』(1971年)
山形南高等学校『30周年記念誌』(1972年)
楯岡高等学校創立五十周年記念誌刊行委員会『創立五十周年記念誌』(1974年)
山形東高等学校『九十年の歩み』(1974年)
山形工業高等学校『創立50周年記念誌』(1974年)
鶴岡工業高等学校『創立50周年記念誌』(1975年)
鶴岡北高等学校『北高の歩んだ八十年』(1977年)
酒田西高等学校『有輝創立八十周年記念誌』(1978年)
鶴岡家政高等学校『鶴岡家政高等学校五十年史』(1978年)
山形西高等学校『創立80周年記念誌』(1978年)
創立五十周年記念事業実行委員会『山形県立米沢東高等学校八十年史』(1978年)
山形北高等学校『山形北高等学校創立五十周年記念誌』(1979年)

長井高等学校『山形県立長井高等学校六十年史』(1980年)
山形県立酒田東高等学校『創立60周年記念誌』(1981年)
山形県立酒田商業高等学校八十年史編集委員会『山形県立酒田商業高等学校八十年史』(1987年)
山形県立山形東高等学校校史編纂委員会『山形東高等学校百年史』(1987年)
酒田中央高等学校五十年史編集委員会『酒田市立酒田中央高等学校五十年史』(1990年)
山形県立米沢東高等学校創立百周年記念事業実行委員会『山形県立米沢東高等学校百年史』(1998年)
山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『山形西高等学校百年史』(1999年)
山形県新庄北高等学校『新庄北高等学校百年史』(2001年)